

上板町建設業者等指名停止等措置要綱

第1 趣旨

この要綱は、不法・不当行為を行った建設業者及び建設工事に関する調査・測量設計コンサルタント業者並びに物品売買及び修繕及び業務委託の業者(以下「建設業者等」という。)の指名停止及び指名回避(以下「指名停止等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲等

1 この要綱は、建設業者等の経営者(個人業者にあつては本人及び支配人、法人にあつては当該法人の代表権を有する役員)及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員。(以下「代表役員等」という。)が不法・不当行為を行った場合並びに町と取引関係を有する建設業者等の代表役員等以外の役員等(常時工事又は業務の契約を締結する事務所を代表する者を含む。以下「一般役員等」という。)及び営業所に属する使用人が業務に関し不法・不当行為を行った場合に、当該建設業者等に対して適用する。

一般役員等又は使用人が業務に関して贈賄行為を行った場合及び四国地域において業務に関して不法・不当行為を行った場合も同じとする。

- 2 業務に関し下請けの建設業者等が行った不法・不当行為については、元請の建設業者等についても適用する。
- 3 共同企業体が行った不法・不当行為については、当該共同企業体及び事実の原因者たる構成員に適用する。
- 4 指名停止等を受けた建設業者等が共同企業体を結成している場合は、当該建設業者等に対して行った指名停止等の期間を超えない期間をもって当該共同企業体にも適用する。

第3 指名停止及び指名回避

別表の各号に該当する者は指名停止の措置を行うものとし、該当する疑いのある者は指名回避の措置を行うものとする。

なお、別表の各号に該当するか否かの判断につき、第一次的に判断すべき公共機関がある場合には、その機関の判断を待って措置するものとする。

第4 適用期間の基準

- 1 指名停止及び指名回避措置の適用期間の基準は、別表のとおりとする。ただし、極めて悪質な事由があると認められる場合には別表の各号に定める期間の2倍(2倍が36カ月を越える場合は36カ月)の期間を限度として適用するものとし、また、特に情状酌量すべき事情があると認められる場合には別表の各号に定める期間の2分の1の期間を限度として短縮することができる。
- 2 同一事件について別表各号の2つ以上の項目に該当する場合又はその疑いがある場合には、それぞれについて適用される期間の最も長い期間をもってその期間とする。
- 3 別の事件について別表の各号に該当する場合又はその疑いがある場合にはそれぞれに定められた期間を加えた期間を適用する。
- 4 指名停止等の措置を受けている者について、その後、その措置を加重する事実が明らかとなった場合にはその適用期間を延長することができ、また、情状によって適用期間を軽減することが特に必要と認められる場合にはその適用期間を短縮することができる。
- 5 同一事件について、指名回避の措置を受けている者又はその措置の期間が満了した者は原則として改めて指名停止の措置を行わないものとする。ただし、その措置を加重する事実が明らかとなった場合は、この限りでない。
- 6 指名回避の措置を受けている者が、その後、その疑いが無いと判断した場合には、その時から指名回避の措置を解除するものとする。

第5 不法・不当業者等の発生報告

建設工事等を主管する課長(局長)は、その建設工事等の請負に関し、指名停止等の措置要件に該当する者があると認められたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

第6 措置の決定及び効力

1 指名停止等の措置を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、建設工事指名審査委員会に諮らなければならない。

なお、指名停止等の措置を決定し、又は措置内容を変更するに当たっては他の課(局)と連絡を密にし、慎重かつ公平に扱わなければならない。

2 前号において決定された指名停止等の措置については、他の課(局)においてもその効力を有するものとする。

第7 決定の通知

1 指名停止等の措置及び措置内容の変更を決定した町長は、直ちに様式第1又は様式第2により関係課長(局長)に通知するとともに、様式第3又は第4により該当する建設業者等にも通知する。

2 前号の場合において町長が特に必要と認めた場合は、様式第1又は様式第2の通知に代えて口頭により通知することができ、また、建設業者等に対して通知をしないこととすることができる。

第8 実施期日

この要綱は昭和61年度事業から適用する。

この要綱は平成11年 6月 1日から施行する。

この要綱は平成12年 5月24日から施行する。

この要綱は平成13年 5月24日から施行する。

この要綱は平成15年 6月26日から施行する。

この要綱は平成16年 8月 3日から施行する。

この要綱は平成18年 7月 7日から施行する。

この要綱は平成20年 7月 1日から施行する。

この要綱は平成22年 4月14日から施行する。

この要綱は平成26年 4月 1日から施行する。

別 表

項 目	措 置 期 間	
	町 工 事 に 係 る 場 合	そ れ 以 外 の 場 合
1 契約の履行に当たり故意又は過失により工事を粗雑にし、若しくは設計書に定められた品質・規格または数量に関して不正の行為をした者	4 ヶ 月	
2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者	12 ヶ 月	8 ヶ 月
3 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者	6 ヶ 月	
4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者	8 ヶ 月	
5 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者	6 ヶ 月	
6 落札しても契約を締結しない者	4 ヶ 月	
7 請負契約等の施行に関し、安全管理措置を粗雑にしたため公衆又は工事関係者に危害を及ぼした者 (1) 公衆を死亡させた場合 (2) 公衆を負傷させた場合 (3) 工事関係者を死亡させた場合 (4) 工事関係者を負傷させた場合	6 ヶ 月 3 ヶ 月 3 ヶ 月 2 ヶ 月	4 ヶ 月 2 ヶ 月 2 ヶ 月 1 ヶ 月
8 前号に定める危害を及ぼす恐れがあるため警告を受けたにもかかわらず、改善しなかった者	6 ヶ 月	4 ヶ 月

項 目	措 置 期 間	
	町工事に 係る場合	それ以外 の場合
9 会計検査院の实地検査の結果、不良工事として指摘された者	4ヶ月	3ヶ月
10 建設工事等の入札参加資格申請書、その添付書類その他の入札前の調査資料に虚偽の事実を記載した者	9ヶ月	
11 贈賄供給を行った者	12ヶ月	8ヶ月
12 建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、騒音規制法、火薬類取締法、廃棄物処理法に違反した者で、その違反行為が特に重大な者	6ヶ月	4ヶ月
13 その他重大な不法・不当行為を行い、工事又は業務の請負契約若しくは委託契約の相手方として不相当と認められる者	2～ 12ヶ月	1～ 8ヶ月
14 この要綱により指名停止等の措置が継続中となっている者を、契約の履行に当たり代理人その他の使用人として使用している者	使用状態が 解消される までの間	使用状態が 解消される までの間
15 その他 項目1～14以外に指名停止に関し「徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱」に該当する事項は、上板町建設工事指名審査委員会に諮り決定することとする。		